

# たかしんマイホームローン

2024年9月2日 現在適用中

1. 商品名	たかしんマイホームローン
2. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
3. ご利用いただける方	・以下の①～⑤の全ての要件を満たす方 ① 当金庫の営業区域内に居住または住所を有する事業所に勤務(または営業)する方 ② 申込時満20歳以上70歳未満かつ最終返済時満80歳以下の個人の方 ③ ・勤続年数が1年以上(法人役員・自営業者は営業年数が3年以上)の方 ・年金受給者は公的年金を受給中の方 ④ 安定継続した収入があり、かつ前年年収が100万円以上ある方 ⑤ 保証会社の保証を受けることのできる方
4. お使いみち	・ご本人が所有(共有含む)し、ご本人または家族が居住する住宅の新築・購入・増改築資金、中古住宅の購入資金 ・他金融機関の住宅ローンの借換資金 ※ 店舗併用住宅については、住宅部分の面積が全体の50%以上必要です
5. ご融資限度額	・50万円以上2億円以内(1万円単位) ※ WEBのお申込みは1億円以内となります。 ※ 条件により減額となる場合があります。
6. ご融資期間	・1年以上50年以内(月単位) ※ 条件により短縮となる場合があります。
7. ご返済方法	・元利均等毎月返済または元金均等毎月返済 ・ボーナス月増額返済もご利用いただけます(ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とします。)
8. ご融資利率	・変動金利または固定金利選択型のいずれかを選択いただけます。 [変動金利の場合] ・当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として、毎年4月1日および10月1日に見直します。 ・4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年1月返済分から適用されます。 ・ご融資利率に変更があった場合でも、ご返済額の内元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。 ・ご返済額の見直しは5年毎(10月1日基準の見直し時)に行いますが、新ご返済額は旧ご返済額の1.25倍を上限とします。 [固定金利選択型の場合] ・固定金利適用期間は、2年・3年・5年・10年・20年・35年から選択いただけます。 ・固定金利適用期間終了後は、自動的に変動金利へ変更させていただきます。 ・再度、固定期間選択型をご利用することもできます。
9. 保証人	・原則として不要です。
10. 担保	・ご融資対象物件に対して、第1順位の抵当権を設定させていただきます
11. 団体信用生命保険	・当金庫が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます(保険料は当金庫が負担します)。

# たかしんマイホームローン

2024年9月2日 現在適用中

11. 団体信用生命保険	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団信種類</th> <th>加入資格年齢</th> <th>融資利率への上乗せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般団信</td> <td>満20歳以上満70歳未満</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>がん団信</td> <td>満20歳以上満51歳未満</td> <td>有（毎年見直し）</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付団信</td> <td>満20歳以上満51歳未満</td> <td>有（毎年見直し）</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付団信・就業不能保障保険付</td> <td>満20歳以上満51歳未満</td> <td>有（毎年見直し）</td> </tr> </tbody> </table>	団信種類	加入資格年齢	融資利率への上乗せ	一般団信	満20歳以上満70歳未満	無	がん団信	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）	3大疾病保障特約付団信	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）	3大疾病保障特約付団信・就業不能保障保険付	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）
	団信種類	加入資格年齢	融資利率への上乗せ													
	一般団信	満20歳以上満70歳未満	無													
	がん団信	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）													
	3大疾病保障特約付団信	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）													
3大疾病保障特約付団信・就業不能保障保険付	満20歳以上満51歳未満	有（毎年見直し）														
12. 保証料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資金額と融資期間に応じた保証料を一括支払でお支払いいただきます。</li> <li>・保証料一括支払の場合の100万円あたりの保証料</li> </ul> [例] 住宅プランCの場合																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間 20年</th> <th>融資期間 25年</th> <th>融資期間 30年</th> <th>融資期間 35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,300円</td> <td>18,300円</td> <td>20,900円</td> <td>23,200円</td> </tr> </tbody> </table>		融資期間 20年	融資期間 25年	融資期間 30年	融資期間 35年	15,300円	18,300円	20,900円	23,200円							
融資期間 20年	融資期間 25年	融資期間 30年	融資期間 35年													
15,300円	18,300円	20,900円	23,200円													
13. 事務手数料	・不動産担保事務手数料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資金額 2,000万円以下</td> <td>33,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>融資金額 2,000万円超</td> <td>55,000円（税込）</td> </tr> </tbody> </table>	融資金額 2,000万円以下	33,000円（税込）	融資金額 2,000万円超	55,000円（税込）											
	融資金額 2,000万円以下	33,000円（税込）														
融資金額 2,000万円超	55,000円（税込）															
14. 返済条件変更にかかる手数料	・条件変更手数料（固定金利型を再選択される場合を含む） 5,500円（税込） ・繰上返済手数料（一部繰上返済を含む） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>返済額 100万円未満</td> <td>11,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>返済額 100万円以上1,000万円未満</td> <td>33,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>返済額 1,000万円以上</td> <td>55,000円（税込）</td> </tr> </tbody> </table>	返済額 100万円未満	11,000円（税込）	返済額 100万円以上1,000万円未満	33,000円（税込）	返済額 1,000万円以上	55,000円（税込）									
返済額 100万円未満	11,000円（税込）															
返済額 100万円以上1,000万円未満	33,000円（税込）															
返済額 1,000万円以上	55,000円（税込）															
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申し込みには、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・お申込の内容により、ご融資金額、期間、保証料等が異なる場合もございますので、ご了承下さい。</li> <li>・店頭にて返済額を試算いたします。</li> <li>・金利については窓口でお問合せください。</li> </ul>															
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話:0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b></p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話:03-3581-0031 9:30～12:00/13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588 10:00～12:00/13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249 9:30～12:00/13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>															